



令和7年1月9日

知多市長 宮 島 壽 男 様

知多市水道料金等審議会

会長 千 頭 聡



水道料金のあり方について（答申）

令和6年8月5日付け知水発第36号にて諮問のありましたこのことについては、当審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申 書

水道事業は、市民生活や産業活動にとって不可欠なライフラインとして、安全で良質な水を安定的に供給することを使命としている。しかしながら、人口減少や節水型機器の普及により水需要は減少傾向にあつて料金収入の増加が見込めない一方、水道施設の老朽化対策や自然災害への備えに伴う投資費用が増大するなど、厳しい経営状況にある。

当審議会では、市長からの諮問を受け、現在の経営状況を踏まえたうえで、「知多市水道事業経営戦略」「知多市新水道ビジョン」に基づき、水道料金のあり方について、慎重な審議を行い、次のとおり答申する。

1 水道料金のあり方

知多市の水道事業においては、愛知県内平均と比較して老朽化した配水管の割合が高く、また、基幹管路の耐震化を主要事業として推進しているものの、未だ耐震管率が低い状況である。今後更に、水道施設の経年劣化や、自然災害に対処するため、更新や耐震化の需要が増加していくことが見込まれる。

一方で、令和6年10月及び令和8年4月の愛知県営水道料金の値上げや、人口減少に伴い給水収益の増加を見込めないことから、更に厳しい経営状況が予想される。

これらを踏まえて、この度諮問された水道料金のあり方については、将来世代に過度な負担を先送りすることなく水道の安定供給が継続できるように、財政基盤の強化に資する料金体系に改定することが必要であるとの結論に至った。

2 水道料金の改定について

(1) 料金算定期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とすることが適当である。

(2) 料金改定

「知多市新水道ビジョン」「知多市水道事業経営戦略」で目標としている、年間料金収入の2分の1以上の資金残高の確保を目指し、公益社団法人

日本水道協会の水道料金算定要領（以下、「算定要領」という。）に基づき、平均改定率 23.3% の値上げが適当である。

(3) 料金体系

ア 基本料金収入の割合

経営の安定化を図るためには、基本料金収入の割合を高めることが理想であり、算定要領に基づき現状の 21.9% から 23.9% に引き上げることが妥当である。

イ 口径別基本料金の設定

使用者間の負担の公平性確保の観点から、算定要領に基づいて設定することが望ましいが、水道料金が激変しないよう、基本料金の設定を行うことが妥当である。

ウ 従量料金の通増度

現行の従量料金には、使用水量の増加に応じて料金単価が高くなる通増制を採用し、生活用水をできるだけ安価に供給している。水需要が減少傾向にある状況下では、財政基盤の安定に向けて通増度を縮小することが望ましいが、一般家庭、特に単身世帯や高齢者世帯等への影響を考慮して、均一の従量料金の導入や通増度の急激な縮小を行わないことが妥当である。

以上を踏まえた水道料金（案）を次のとおり示す。

水道料金（案）

（単位：円、消費税抜き、1 か月あたり）

基本料金		
口径	現行	改定案
13ミリ	450	570
20ミリ	600	760
25ミリ	1,500	1,850
30ミリ	2,200	2,710
40ミリ	3,300	4,070
50ミリ	7,500	9,250
75ミリ	20,000	24,700
100ミリ	25,000	30,800
150ミリ	30,000	37,000

従量料金(m ³ あたり)		
使用水量	現行	改定案
0~10m ³	65	77
11~20m ³	116	144
21~40m ³	124	155
41m ³ ~	173	202

3 付帯意見

- (1) 水道事業の安定的な経営を維持するために、新技術を活用するなど、更なる経費削減、業務改善に努めるとともに、定期的に経営状況を確認する中で適正な水道料金を検討し、社会情勢の変化等に柔軟に対応することを要望する。
- (2) 施設の耐震化や老朽化した施設の更新等を計画的に進め、災害対策の強化を図ることを要望する。
- (3) 料金改定については水道使用者の理解が不可欠であるため、様々な広報手段を効果的に活用し必要性や変更点等を十分周知すること、また、日頃から水道事業への理解の促進に努めることを要望する。